

憲法施行五四周年記念日に！

◆ 日本国憲法も、今日で、施行五四年です。

◆ 私たちの憲法は、前文に、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」と明記してあり、

- ① 国 民 主 権（国民が国家の主人公）
 - ② 基 本 的 人 権（永久に犯すことの出来ない人間の権利を守る）
 - ③ 平 和 主 義（戦力を持たず、世界平和への貢献を行う）
- の三本柱を据えた、世界に誇る「平和憲法」そのものです。

◆ しかし、現在の日本の状況は、この憲法の目的を推進しているでしょうか？
・ 残念ながらそうではなく、それどころか、昨年には衆参両院に「憲法調査会」が設置され、憲法が論議されつつあります。

・ 勿論、憲法論議は必要でしょう。けれども、昨年の「憲法調査会」の設置は、現憲法の理解をより深め、国民の権利・自由・平等をより確保し、国際平和に貢献する道を探るという前向きの論議ではなく、「改正のもくろみ：特に第九条」が最初にあつて、それらを隠して進められているとは思えません。

◆ 更に、小泉新首相の発言

- ① 国のために命を捨てた人が祀られている靖国神社には「公式参拝」は当然！
- ② 現在の自衛隊の実力に合う法案の整備をせねばならない！

◆ これは何という発言でしょうか？冒頭の三本柱と比べて下さい！

この発言は、「信教の自由」等の「基本的人権」を破棄し、自衛隊を合憲（平和主義・憲法九条の骨抜き）として、戦争をする国への道を開く等、憲法を否定した「全体主義国家」を目指すものにほかなりません。

◆ 私たちは、この小泉首相の間違った「変革」を許すわけにはいきません！

◆ 憲法記念日の今日、憲法の原点に立つて「平和憲法」を掲げ直すうではありませんか！

二〇〇一年五月三日（木）：第五四回・憲法記念日：

浜 松 市 憲 法 を 守 る 会

事務局 浜松市紺屋町三〇一〜十五

憲法施行五四周年を迎えて！

◆ 私たちの日本国憲法も、先日（三日）に、施行五四年を迎えました。

◆ 私たちの憲法は、前文に、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」と明記してあり、

- ① 国 民 主 権（国民が国家の主人公）
- ② 基 本 的 人 権（永久に犯すことの出来ない人間の権利を守る）
- ③ 平 和 主 義（戦力を持たず、世界平和への貢献を行う）

の三本柱を据えた、世界に誇る「平和憲法」そのものです。

◆しかし、現在の日本の状況は、この憲法の目的を推進しているでしょうか？
・残念ながらそうではなく、それどころか、昨年には衆参両院に「憲法調査会」が設置され、憲法が論議されつつあります。

・勿論、憲法論議は必要でしょう。けれども、昨年の「憲法調査会」の設置は、現憲法の理解をより深め、国民の権利・自由・平等をより確保し、国際平和に貢献する道を探るという前向きな論議ではなく、「改正のもくろみ」特に第九条」が最初にあつて、それらを隠して進められていると思えません。

◆更に、小泉新首相の発言

- ① 国のために命を捨てた人が祀られている靖国神社には「公式参拝」は当然！
- ② 現在の自衛隊の実力に合う法案の整備をせねばならない！

◆これは何という発言でしょうか？冒頭の三本柱と比べて下さい！

この発言は、「信教の自由」等の「基本的人権」を破棄し、自衛隊を合憲（平和主義・憲法九条の骨抜き）として、戦争をする国への道を開く等、憲法を否定した「全体主義国家」を目指すものにほかなりません。

◆私たちは、この小泉首相の間違った「変革」を許すわけにはいきません！

◆憲法施行五四年の今、改めて憲法の原点に立って「平和憲法」を 掲げ直そうではありませんか！

二〇〇一年五月十三日（日）第四一回・憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会

事務局 浜松市紺屋町三〇一ノ十五